議案受領（予備審査）

二月二十六日内閣から次の議案が送付された。

投資の相互促進及び相互保護に関するオマーン国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法案（閣法第三二号）

人事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第三三号）

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案（中根康浩外六名提出）（衆第一一号）

答弁書受領

二月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川沙織提出軽減税率制度に関する第三回質問に対する答弁書（第五四号）

参議院議員藤末健三提出年金積立金の運用リスク等に関する質問に対する答弁書（第五五号）

参議院議員藤末健三提出子どもの医療費自己負担額の格差是正に関する質問に対する答弁書（第五六号）

参議院議員吉川沙織提出軽減税率制度における対象品目の線引きに関する再質問に対する答弁書（第五七号）

参議院議員徳永エリ提出東日本大震災の応急仮設住宅の供与期間の終了とその対応策に関する質問に対する答弁書（第五八号）

参議院議員有田芳生提出北朝鮮の「特別調査委員会」解体宣言等に関する質問に対する答弁書（第五九号）

人事異動

内閣

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・熊谷簡易裁判所判事）　判事兼簡易裁判所判事　都築民枝

願に依り本官並びに兼官を免ずる（二月二十五日）

内閣法制局

内閣法制局参事官（第一部）　新　俊彦

厚生労働省に出向させる（二月二十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、二月二十七日ドミニカ共和国の独立記念日につき、同月二十六日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年３月１日

九州地方整備局長　鈴木　弘之

1　河川の名称　筑後川水系筑後川

2　河川管理施設の名称又は種類

筑後川左岸堤防

3　河川管理施設の位置

日田市大字石井字池ノ瀬270番１地先から

日田市大字石井字池ノ瀬242番１地先まで

4　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　日田市長　原田　啓介

住所　日田市田島二丁目六番一号

5　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で当該路肩から法長１メートルまでの範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

6　管理の期間　平成28年２月８日から道路の存続する日まで

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

四国運輸局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成28年３月１日

四国運輸局長　瀬部　充一

１．四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「243,350円」を「245,150円」に、「226,900円」を「228,700円」に、「184,750円」を「186,550円」に、「175,450円」を「177,250円」に改める。

２．四国海上旅客運送業最低賃金第４項中「239,280円」を「240,430円」に、「171,110円」を「171,870円」に改める。

３．四国漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「180,000円」を「180,200円」に改める。

４．四国漁業（大中型まき網）最低賃金第５項中「184,550円」を「186,500円」に、「171,100円」を「173,050円」に改める。

附　則

この公示は、平成28年３月31日から効力を生ずる。

公告

諸事項

工場財団

東京都港区赤坂一丁目11番40―2105号**山田誠**の工場財団に茨城県桜川市上野原地新田字上野原458番地１、459番地桜川発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成28年３月１日

水戸地方法務局筑西出張所

公証人法第13条に規定する公証人の採用に関する公告

平成28年３月１日　法　務　省

1　公証人採用申込案内掲示期間及び採用申込願書受付期間

⑴　受付法務局における公証人採用申込案内掲示期間

平成28年３月４日（金）午前８時30分から同月18日（金）午後５時15分まで

⑵　受付法務局における公証人採用申込願書受付期間

平成28年３月11日（金）から同月18日（金）まで（土、日及び休日を除く。）の午前８時30分から午後零時まで及び午後１時から午後５時15分まで